

第3回検討会における主なご意見と対応方針

| | 主なご意見 | 対応方針 |
|--------------------------|---|---|
| 点検診断に関する新技術及びICTの活用方法の整理 | 一般定期点検診断を代替する常時観測技術だけではなく、診断に係る技術開発の方向性も重要である。 | 今年度は、一般定期点検診断を代替することのできる常時観測技術の方向を検討しつつ、具体的な内容については今後の課題としたい。 |
| 点検診断実績における劣化速度の分析結果 | 分析施設の母数が少ないようだ。2回以上の点検結果データについても分析データに加え、また、変化が無かった施設の割合も考慮した分析をしてみてもどうか。 | 今回の分析は3回以上の点検結果が登録されている施設とした。2回以上の点検結果データを使い、変化が無かった施設の割合も考慮した分析をしてみたい。 |
| 点検診断ガイドラインの改訂方向 | 専門技術者の関わりは「標準」とするが、実態に配慮する必要もあり、そのことを追記したらどうか。 | 本文は「標準とする」とするが、解説においては「有効であることが多い」に緩和する。維持管理士等を有する者、港湾の施設の建設・改良・維持に関する一定の実務経験年数を有する者等も相当するとしたい。 |
| | 常に劣化度に置き換える必要はなく、数値データそのものを用いて評価するとよいとのことであるが、その場合の例を示してはどうか。 | ガイドラインは最低限必要なことを記載し、工夫を促したい。理解を深めてもらうため、事例等は付録や添付資料が必要であるが、それについては今後の課題としたい。 |
| | 重点点検診断施設の例を削除するとのことであるが、どのような施設が該当するのか、そのイメージが分かるように記述してはどうか。 | 重点点検診断施設の例を挙げると、画一的に該当施設の選定をしてしまいがちである。どのような施設が該当するのか、その留意点を、解説において示すこととしたい。 |
| | 変状の進行速度が速いことが想定される施設のイメージが分かるように記述してはどうか。 | 変状の進行速度が速いことが想定される施設のイメージが分かるよう、解説において、これまで蓄積されたデータをもとに、具体的な例を挙げた記述としたい。 |
| | 文末表現が不揃いのようにあり、ガイドラインとしての統一性を持たせたらどうか。 | 文末表現を再度確認し、ガイドラインとして統一性のとれた文末表現としたい。 |

現行

本文（該当部分抜粋）

- (1) 点検診断計画の策定にあたっては、維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の意見を聴取することを標準とする。
- (2) 点検診断を行うにあたっては、維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

改訂案

本文（該当部分抜粋）

- (1) 点検診断計画の策定にあたっては、維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の意見を聴取することを標準とする。
- (2) 点検診断を行うにあたっては、維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

【解説】（該当部分抜粋）

専門技術者としては、海洋・港湾構造物維持管理士の資格を有する者などが該当する。また、コンクリート構造物や鋼構造物等の点検診断等を対象にそれぞれコンクリート診断士や土木鋼構造診断士等の専門的な資格制度が整備されており、これらの資格を有する専門技術者を活用することも有効である。

【解説】（該当部分抜粋）

点検診断に関する専門技術者としては、海洋・港湾構造物維持管理士等公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格（国土交通省登録資格）の資格を有する者又はこれと同等の能力を有する者、並びに、港湾の施設の建設・改良・維持に関する一定の実務経験年数を有する者が相当する。

また、コンクリート構造物や鋼構造物等の点検診断等を対象にそれぞれコンクリート診断士や土木鋼構造診断士等の専門的な資格制度が整備されており、これらの資格を有する専門技術者を活用することも有効である。

現行

【解説】（該当部分抜粋）

通常点検診断施設と重点点検診断施設の考え方は、表-3.1を参考にできる。

表-3.1 通常点検診断施設と重点点検診断施設の設定の考え方

| | 設定の考え方 |
|----------|--|
| 通常点検診断施設 | 重点点検診断施設以外の技術基準対象施設 |
| 重点点検診断施設 | <p>当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設のうち、以下の例を参考に、変状の進行の程度を勘案して総合的に決定（重要度が高いと考えられる施設例）</p> <p>①経済活動に重大な影響を及ぼす施設（幹線貨物輸送施設、危険物取扱施設、主要な航路に面する特定技術基準対象施設等）</p> <p>②防災上重要な施設（耐震強化岸壁、津波防波堤等）</p> <p>③損壊が人命に重大な影響を及ぼす施設（旅客が使用する施設等）</p> |

改訂案

【解説】（該当部分抜粋）

一般に技術基準対象施設は通常点検診断施設に該当すると考えてよいが、当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設、著しい変状が確認された施設、あるいは、過去の定期点検診断で性能低下度が毎回低下した施設、前回の定期点検診断から2段階以上性能低下度が低下した施設などのように変状の進行速度が速いことが想定される施設は重点点検診断施設として選定するとよい。通常点検診断施設と重点点検診断施設の考え方は、表-4.2を参考にできる。

表-4.2 通常点検診断施設と重点点検診断施設の設定の考え方

| | 設定の考え方 |
|----------|--|
| 通常点検診断施設 | 重点点検診断施設以外の技術基準対象施設（重点点検診断施設を除く） |
| 重点点検診断施設 | <p>技術基準対象施設のうち、下記に該当する施設</p> <p>①経済活動に重大な影響を及ぼす施設、防災上重要な施設及び損壊が人命に重大な影響を及ぼす施設のうち、港湾管理者が特に重点的な点検診断が必要と判断する施設</p> <p>②著しい変状が確認された施設</p> <p>③変状の進行速度が速いことが想定される施設</p> |

現行

改訂案

【解説】（該当部分抜粋）

記載無し

【解説】（該当部分抜粋）

過去の定期点検診断で性能低下度が毎回低下した施設、前回の定期点検診断から2段階以上性能低下度が低下した施設などのように変状の進行速度が速いことが想定される施設は重点点検診断施設として選定するとよい。